

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-1 地域福祉の 推進	人と人のつながりや支え 合いの推進体制の充実 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		根戸福祉センター施設、設備の管理	根戸福祉センターの施設・設備の維持管理事務 平成27年度指定管理終了後、栄興会が賃料を支払いデイサービスセンターの運営をしている。 施設の修繕や管理は、市の担当課が行う。
				社会福祉協議会への補助を行うことにより、地域ぐるみの福祉サービス提供・推進体制を充実させる。	社会福祉協議会の運営費補助及び同協議会定款に定める事業について補助を行う。 認知高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるような相談体制や成年後見制度等の利用を支援する体制を構築する。また、今後のニーズ増加に対応するため、市民後見人が適切に活動していくための支援体制を構築する。
				市が地域福祉活動推進、社会援護のために行う民生委員・児童委員活動支援、遺族会活動支援についてその業務を委託する。	民生委員・児童委員の活動（協議会含む）及び研修に係る業務を主業務とし、あんしん医療情報カードの配布業務・遺族会活動運営支援業務もまとめて社会福祉協議会に委託する。
				民生委員・児童委員の推薦	民生委員・児童委員の推薦
				生活困窮者等、困りごとや生きづらさを抱えた人を把握して適切な支援に繋げることにより、孤立死を予防するとともに、すべての市民が安心して生活できる地域社会を実現する。	自宅で誰にも気付かれず亡くなり、死後発見される「孤立死」が都市部を中心に多発している。これらは生きづらさを抱え、地域の中で繋がりを持つことができない「社会的孤立」の問題と大きく関係している。このような状態を防止するため、市内外のライフライン事業者や配送業者等と連携し、孤立した状態で生活困窮に陥っている市民をいち早く発見出来る環境を整える。通報を受けた場合は、関係各課で情報の確認を行い、関りが無い場合は事務局（社会福祉課、高齢者支援課、障害福祉支援課）職員が速やかに状況の確認を行う。生活困窮状態であることが確認されれば、本人の希望に沿って民生委員や市内の相談事業所等と連携し、継続して見守り支援を行う。
				・ひとり暮らしの高齢者や障害者などのごみ出しの負担を軽減し、自宅での生活を支援する。 <input type="checkbox"/>	◎ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や身障者などを対象に家庭ごみ、資源、雑芥ごみを声掛けを行いながら戸別収集する。また、収集業務を適正に遂行できる業者を選定し委託により実施する。 ①申し出：希望者は電話やFAXなどでクリーンセンターに申し出る。 ②面談調査：担当者は、日程調整の上希望者と面談し、ごみ出しの状態や収集に関する要望を確認する。 ③審査、通知：面談の結果により可否を決定し、その旨を希望者に通知する。 ④収集の開始 <input type="checkbox"/>
				◎集積所違反排出物回収業務 ①集積所に排出されたごみや資源に注意シールを貼られて3～4週間を経過した排出物の回収をする。	
	障害者や高齢者の外出支援や社会参加への支援、市民の社会福祉活動への支援	障害者や高齢者の外出支援や社会参加のために役立ててもらう。また、市民団体等に福祉バスを利用してもらう、研修などの地域福祉活動に役立ててもらう。 26年度より日曜、祝日もバスの貸し出しを行う。 市の各事業へのバスの貸し出し。 平成26年4月1日より国のバス料金の改訂があり予算額が増加となっている。 平成28年度より10月、11月は、優先予約事業を制限し一般市民用に開放した。 平成30年度より大型バスに加え、中型バスの貸し出しも可能となった。（1日につき、どちらか1台を貸出可能） 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が終息していない場合、利用人数の制限や利用者にはマスク着用等予防対策を行い貸し出しを行う。			
	福祉有償運送事業実施の登録を行うにあたり必要となる「市町村長が主催する協議会における協議」を開催する。タクシー等による輸送サービスを補完する移動制約者の輸送の確保のために、協議会において福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者及び運輸支局等との協議を行う。	・市内のタクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人等有償で移送するサービスを実施することができるよう、市が主体となり福祉有償運送運営協議会を設置し運営する。 ・協議会は、福祉有償運送サービスの利用者・介護者、関係する市民団体・ボランティア団体、タクシー事業者、千葉運輸支局職員、市職員の10名で構成する。 ・協議会では、福祉有償運送の必要性や、条件としての運送主体、運送対象、運送の対価等について協議する。			
	白血病や再生不良性貧血等の患者に対し、骨髄や末梢血幹細胞を移植できるようにするため、骨髄等の提供者に対して助成金を支給し、提供件数の増加を図る。	平成25年4月1日以降に、公益財団法人骨髄移植推進財団が実施する骨髄バンク事業で骨髄や末梢血幹細胞を提供した市民に対して助成を行う。 平成25年10月1日事業開始（1回10万円）。 平成31年4月1日より助成額変更。1日2万円、7日間を上限として助成を行う。			

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-1 地域福祉の 推進	人と人のつながりや支え 合いの推進体制の充実 (2/2ページ)			日本赤十字社は人道的支援を原則に国内外の大規模災害や内戦等の武力紛争などの救援活動を展開している。我孫子市においても「日本赤十字社我孫子市地区」をおき、市内災害の救援活動や献血等の血液事業や救急法等の各種講習会を地域で展開している。	・社員増強・社資募集運動を展開して、地域住民に対し赤十字活動の理解と資金的協力を依頼する。□ ・年4回市役所正面玄関において献血を実施。□ ・市内の災害時における救援物資・見舞金の支給。
				法令に基づいた社会福祉法人の適正な運営を図ることで社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする	第2次一括法による改正により、単一の市内に事業所がある社会福祉法人については、所轄庁が当該市となり、社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人に対する指導監査を平成25年度から実施することになった。指導監査については、一般監査と特別監査等の2つに分類される。□ 1. 一般監査国が発出する社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、一定の周期で実施する監査。監査担当者が社会福祉法人の事務所に赴き、代表者等の立会いのもと、予め提出された監査用資料を基に法人の運営状況（定款、役員、理事会、人事管理、会計管理等）について説明を求めると同時に、関係書類等について実地に確認を行う。報告を要する是正点等があった場合は後日文書により報告を求める。□ 2. 特別監査等運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施する監査。
				認知症等により判断能力が低下しても高齢者が安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を支援し、金銭管理や身上監護の面で必要な支援を確保する。	○認知症高齢者、知的障害または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。○成年後見制度の利用促進を目的に、市長申し立て者で低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬の扶助を行う。○老人福祉法32条の2において「市町村は後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施等を行うよう努めなければならない」と規定されていることから市民後見人養成のための事業に協力する。
				誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けることができるよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、社会福祉協議会の「あびこ後見支援センター」、高齢者支援課、障害福祉支援課、市民団体等と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を図る。生活相談担当窓口における相談者の中で、成年後見制度の利用が必要と考えられる場合においては、担当課と連携し、適切な制度利用につなげる。□ 【政策】□ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない状態になったときに、その人の権利が守られ、その人の意思を尊重した支援を行うための中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築等の整備が必要となっています。中核機関の役割の一つである市民後見人の養成については、現在実施している講座のあり方や手法を見直し検討を図り推進していく。
健康福祉部門及び子ども部門における方向性を示し推進するとともに、他部門との連携を更に強めることで、社会環境の変化により複合化・複雑化している社会課題に対して対応し、あらゆる人が受けとめられるまちづくりを推進する。	令和2～6年度までの5か年計画である第6次健康福祉総合計画は、健康福祉部門・子ども部門の個別計画の上位計画として位置づけし、同時に、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねて策定している。□ 健康福祉部門、子ども部門を地域福祉という視点で横断的につなぎ、各部門の方向性を示す計画であり、複合化・複雑化している社会課題に対応するため、「人と人のつながりや支え合いを強めていく」という考えのもと、基本理念である『安心とゆとりの健康都市あびこ～地域が「つながり」みんなで「考え」互いに「支え合い」あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～』の実現に向けて計画を推進していく。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-2 健康づくり の推進	市民の自主的な健康づく りの推進 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民自らの歯と口腔の健康づくりのために、歯と口腔の健康づくりに関する標語や作文を募集し、口腔衛生の大切さに関する意識啓発を高める。	国の進めている「8020運動」に先がけて、60歳で24本以上自身の歯を保つことを目標にした、「6024運動」を推進する事業で、県との共催事業であり、歯と口腔の健康づくりに関する標語と作文を募集し、優秀作品を表彰する。□ また、最優秀作品は、県に推薦し、その中でさらに優秀な作品を表彰する。
				生涯自分の歯でおいしく食べられるように、健康な歯・口腔の維持・向上や、歯の健康づくりへの関心を高め、生活習慣の改善を図るために、若年層から高齢期に渡り、定期的に歯科健診を実施する。	・年度内に、20歳以上の市民対象に、現在歯の状況、歯肉の状況、口腔清掃状況、咀嚼・嚥下の状態の検査を行う。□ ・（一社）我孫子市歯科医師会に委託し、契約医療機関において6024歯科健康診査を実施する。□
				平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による健康への影響を心配する市民に対し、医療機関等での検査の受診を促し、もって市民の健康への影響に対する不安及び経済的負担の軽減を図る。	○ホールボディカウンタ測定費用助成内部被ばくの状況を把握するため、測定機関においてホールボディカウンタ測定費用に対する助成□ 対象被測定者妊婦、平成6年4月2日以降に生まれた者。助成金額は測定費用の1/2とし、1人につき3,000円を限度とする。生活保護世帯等の場合、助成金額は測定費用の全額とし、6,000円を限度とする。□ ○甲状腺検査費用助成市内医療機関において甲状腺超音波検査と血液検査を同時に実施後、医師からの説明を実施する。対象者は、平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれの者で、事故日及び検査日において市内に住所を有する者とする。ただし、自覚症状のある者や医療に罹っている者は除く。1人につき5,000円を限度に助成する。
				検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指し、がん死亡率の低減を図る。また、胃がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象・内容・費用：40歳以上の男女（集団検診（バリウム検査）1,100円）、または50歳以上偶数年齢の男女（個別検診（内視鏡検査）4,500円）□ 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。□ 集団検診は保健センターにて6月、11月～12月に実施。□ 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、精密検査未受診勧奨の実施。
				市民の健康寿命の延伸のため、また、医療保険者として、増大する医療費・介護保険給付費を削減するため、認知症及び脳血管疾患の早期発見・早期治療を行う。	脳ドックを実施することにより、脳血管疾患の早期発見・早期治療を行う。□ 対象者：40歳以上で年度年齢が5の倍数の者（5歳刻み）□ 自己負担額：検診費用から10,000円を差し引いた金額□ 受診回数：対象年度に1回□ 検査項目：MRI及びMRA□ 受診期間：毎年4月1日～翌年3月31日□ 検診医療機関：契約医療機関（市内4病院）
				健康づくり推進員（母子・成人担当）及び食生活改善推進員（食生活担当）を育成し、市民の自主的な健康づくりのための情報提供、相談や支援体制を充実し、全ての市民が健康づくりに関心を持てるしくみを確立する。	・市民すべてを対象に、市内のイベントや市主催の健康まつり等において、食生活改善の必要性や健康体操などの健康づくりに関する啓発活動を行う。母子保健分野では地域における市民の自主的な取り組みの場において助言や支援を行う。□ ・市では推進員の体制の維持・充実を図るため、引き続き養成を行う。（推進員は40名を上限とし活動）□
				事業において情報提供や健康相談を行うことで、自身やその家族の健康への意識を高め、自主的に健康な生活を送る市民の増加を図る。また、ニュースポーツなど様々な健康づくりの取り組みを一同に介し、健康における運動習慣の重要性に関する啓発等を行うことで、健康づくりのきっかけを提供する。	市民の健康づくりを目的とした健康フェアを開催。□ 日時：11月28日（日）10～15時□ 会場：アピスタ□ 主催：健康フェア実行委員会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、市、市民活動団体、健康フェアに協力する市民等）□ 内容：健康に関するイベント、健康相談・教育、講演等
				口腔がんの発生を抑制するために、口腔内の粘膜の異常を早期に発見し、がん・前がん病変又は良性の口腔粘膜疾患を見極める検診を実施するとともに、口腔衛生への正しい知識を普及・啓発する。	・（一社）我孫子市歯科医師会と共催で口腔がん検診を実施する（事前申込制）。□ ・検診は、日本大学松戸歯学部付属病院の口腔外科の歯科医師及び（一社）我孫子市歯科医師会が実施する。□ ・場所：保健センター□ ・自己負担金：500円□
検診を通して骨折や腰痛、脊椎変形の原因にもなる骨粗しょう症の早期発見・早期予防を行うとともに、栄養・運動等の保健指導を行って骨粗しょう症に関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象：20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性。□ 内容：前腕の骨密度を測定（DEXA法）。検診当日に検診結果を返却。検診の中で、年齢に伴う骨密度の変化や日常生活上の注意事項、食生活の改善や運動の習慣化等生活習慣の見直しについて健康教育を実施（健康教育は検査前と要指導・要精検者には結果返却時に小グループで実施）。要精密検査者に対しては、医療機関での精密検査受診を勧奨。精密検査実施医療機関に精密検査結果報告書の提出を依頼し、受診状況の把握、受診勧奨を実施。□ 費用：500円□ 実施期間：9月の2日間（午前・午後）				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-2 健康づくり の推進	市民の自主的な健康づく りの推進 (2/3ページ)			検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指し、がん死亡の低減を図る。また、子宮頸がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象：20歳以上の女性□ 内容：問診、視診、子宮頸部細胞診□ 費用：1,500円（集団）、1,800円（個別）□ 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。□ 集団検診は保健センターにて6月～7月、11月～1月に実施。□ 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」にもとづき、無料クーポン券の配布・精密検査未受診勧奨の実施。
				市民の自主的な歯科に関する健康づくりのために、（一社）我孫子市歯科医師会と共に歯科健診を実施するとともに、親子での歯科に関する相談事業を実施し、口腔衛生の啓発を図る。	（一社）我孫子市歯科医師会と共に、一般市民を対象に歯科健診・相談を行い、歯科疾患の早期発見を図るとともに、8020運動および6024運動の普及啓発など、健康な生活習慣の関心を高める。
				目的を持って活動する各団体に合わせて、情報提供や健康相談を行うことで、自身やその家族の健康への意識が高まり、自主的に健康な生活を送ることができる。	○市民の自主的な地域の団体が活動の中で、より健康維持、増進のために、健康教室を開催実施にあたり、保健師、栄養士、歯科衛生士の依頼があった場合には積極的に協力、連携を図る。また、食品表示の推進のため出前講座や健康教育の場で活用等を啓発する。□ ○運動習慣確立のための取り組みを推進するなかで、階段利用のメリットを伝えるステッカーやポスターなどを活用し、普段運動をする時間が取れない働き盛りの世代を中心に、市民の運動量増加および健康寿命の延伸を図る。□ ○県の「元気ちば！健康チャレンジ事業（自主的な健康づくりや健診受診等で健康ポイントを獲得し、一定以上のポイント獲得ができた場合に協力店舗で利用できる「ち〜パリュ〜カード」を交付する）」に協力・参加することで、市民の自主的な健康づくりを支援する。
				歩くことが好きな市民が増えることにより、市民の心身の健康の増進に寄与することを目的とする。	市民の健康づくりを目的に、歩くことから積極的な健康づくりを推進するため、手賀沼周囲のウォーキングイベントを実行委員会形式により開催する。□ 日時：11月13日（土）実施予定□ 会場：手賀沼親水広場
				前立腺がんの特異的な腫瘍マーカーのPSA値を検査することにより、前立腺がんを早期に発見し、治癒させること、手術侵襲による患者のQOLを低下させない。	対象：50歳以上の男性□ 内容・費用：問診、血液検査PSA値(集団500円、個別1,500円(国保特定健診同時受診900円))□ 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。□ 集団検診は保健センターと市民プラザにて7月・9月・10月に実施。□
				検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指し、がん死亡の低減を図る。また、大腸がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象：40歳以上の男女□ 内容：便潜血反応検査(2日法)□ 費用：個別800円（特定健診と同時受診の場合500円）、集団400円□ 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。□ 集団検診は保健センター・市民プラザにて、5月～7月、9月～1月に特定健診・子宮頸がん検診・乳がん検診との同日受診を実施。□ 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、精密検査未受診勧奨の実施。
				市民の相談に迅速に対応するため、専門職が電話や来所の市民に、保健指導・健康相談を行うことによって、健康に関する不安の軽減・解消を行うことができ、市民の健康の保持・増進に寄与する。	母子・成人保健事業における各種健（検）診や相談の中で把握した対象者のうち、電話や個別面接による支援が必要と判断した対象者に電話・来所相談を実施する。また、希望者に対しては随時対応する。□ 対象者：市民及び市内に在住する者□ 訪問者：保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職□ ※子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する利用者支援事業（母子保健型）の「子育て世代包括支援センター」を同時に実施。妊娠届出が多い我孫子市の西側に、個別面接の支援ができるよう面接場所の確保に向けて準備を行う。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-2 健康づくり の推進	市民の自主的な健康づく りの推進 (3/3ページ)			メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、生活習慣病の発症リスクが高いといわれている。特定健診は、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を的確に抽出し、対象者に生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を行うことにより、それらの発症リスクの低減を図ることを目的とする。	・特定健診の実施（国保年金課から執行委任、国保会計から繰入） <input type="checkbox"/> ＜検査項目＞問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・検尿・血液検査（脂質、中性脂肪、肝機能、HbA1c）※詳細な検査の基準該当者には眼底検査を実施。抽出されたメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の者に特定保健指導を実施。千葉県後期高齢者医療広域連合より受託し後期高齢者（長寿）健康診査、および健康増進法に基づく生活保護受給者等の健診を実施。※平成24年度から市独自検査項目として尿酸、クレアチニン、貧血検査、心電図実施。※平成25年度から節目年齢の者に簡易脳ドック（頸動脈エコー）を実施。※平成28年度からeGFR算出と長寿健診結果データ報告方式変更。※平成29年度から集団健診を実施、さらに特定保健指導委託先を拡大。※平成30年度から、国の基準改正により眼底検査対象条件が拡大された。
				検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指し、がん死亡率の低減を図る。また、乳がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象：30歳以上の女性 <input type="checkbox"/> 内容・費用：30～39歳の女性超音波検査(集団1,100円) <input type="checkbox"/> 40歳～49歳の女性マンモグラフィ検査2方向(集団2,000円、個別2,200円) <input type="checkbox"/> 50歳以上の女性マンモグラフィ検査1方向(集団1,000円、個別1,100円) <input type="checkbox"/> 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。 <input type="checkbox"/> 集団検診は保健センターにて5～7月、11月～12月に実施。 <input type="checkbox"/> 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、無料クーポン券の配布・精密検査未受診勧奨の実施。
				検診を通してがんの早期発見・早期治療を目指し、がん死亡率の低減を図る。また、肺がんに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図る。	対象：40歳から64歳 <input type="checkbox"/> 内容・費用：問診、胸部エックス線検査(400円) <input type="checkbox"/> 希望者は喀痰細胞診検査を実施(1,100円) <input type="checkbox"/> 実施期間：9～11月に実施。 <input type="checkbox"/> ※17年度から結核健診対象者が65歳以上になったため、40～64歳は肺がん検診を実施。
				訪問活動によって、対象者の家庭・生活状況に合わせた情報提供や健康相談を行うことで、自身やその家族の健康への意識が高まり、自主的に健康な生活を送ることができる。	母子・成人保健事業における各種健（検）診や相談の中で把握した対象者のうち、家庭での具体的な支援を必要と判断した対象者に家庭訪問を実施する。 <input type="checkbox"/> 対象者：市民及び市内に在住する者 <input type="checkbox"/> 訪問者：保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職 <input type="checkbox"/> 場所：各家庭、地域
				はり、きゅうマッサージ施設利用者等への助成を行い、高齢者の健康の保持増進を図ること。	・後期高齢者医療被保険者を対象にはり・きゅうマッサージ利用の給付を補う。 <input type="checkbox"/>
				保健事業を効果的かつ、継続して推進することにより、被保険者の健康が保持増進され、その結果として医療費の削減を促進し、国民健康保険の財政安定化に資する。	<input type="checkbox"/> 短期人間ドック事業：我孫子市国民健康保険短期人間ドック事業実施要綱により実施する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はり・きゅう・あん摩補助事業：我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用規則により実施する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医療費通知の発行：被保険者に受診状況を知らせ、医療給付について理解を求める。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> データヘルス計画に基づく保健事業の実施：保険指導の実施や受診勧奨通知の発送を行い、病期の維持改善を図る。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 特定健康診査受診費用助成金事業：市外医療機関等での受診結果の提供を受けることで、より多くの健診結果データを市が把握し、健康リスクがある被保険者に保健事業を実施することで健康保持増進を目指すとともに、特定健康診査の受診率向上を図る。
近年生活習慣病の外來受診が増加し、65歳頃を境に生活習慣病を中心とした入院受療が上昇、不適切な食生活や運動不足等の生活習慣がやがて発症し重症化となる。生活習慣病の境界域段階で留めることができれば、通院を減らし重症化を抑えることができ、中長期的には医療費の増加を抑えることも可能になる。	生活習慣病の有病者・予備群の削減という観点から、標準的な健診・保健指導プログラムに沿って事業を行う。具体的には40歳～74歳の国保被保険者を対象に受診券を発行し委託医療機関で受診してもらう。検査結果、内臓脂肪蓄積に着目してリスク判定し、特定保健指導の対象者選定と階層化を行い、「動機付け支援」「積極的支援」の対象者に利用券を発行し特定保健指導を行う。以上を健康づくり支援課に執行委任する。 <input type="checkbox"/> 平成24年度から市独自検査項目として尿酸、クレアチニン、貧血検査、心電図検査を実施。平成25年度から節目年齢の者に簡易脳ドック（頸動脈エコー）を実施。平成28年度からeGFR算出。平成29年度から集団健診を実施するとともに、特定保健指導委託先を拡大。平成30年度から、国の基準一部改正によりクレアチニン検査が詳細な検査の基準該当に追加。平成31年度から集団健診を2日追加実施。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-2 健康づくり の推進	地域医療体制の充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		必要な時に必要な医療が受けられるよう、休日（昼間）の初期診療が必要な患者に対応するため、休日診療所を設置し、診療にあたる。	日曜・祝日及び年末年始（12月30日から1月3日）の初期診療が必要な患者に対応するため、公設公営の休日診療所を運営する。□ 診療内容：内科（内科・小児科）、歯科
				日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の小児急病患者に対する救急医療体制の充実を図る。	J A とりで総合医療センターを本市の小児救急後方待機病院と位置付け、日曜・祝日・年末年始及び毎夜間の小児救急診療体制を確保する。
				日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の急病患者の医療に適切に対処できるように、救急医療体制の充実を図る。	○日曜、祝日、年末年始及び毎夜間の救急患者を受け入れできる救急医療（我孫子つくし野病院・我孫子東邦病院・アビコ外科整形外科病院・我孫子聖仁会病院・平和台病院・名戸ヶ谷あびこ病院）体制の確保、充実を図る。名戸ヶ谷あびこ病院は、病院を運営する「蛸水会」が平成25年1月に社会医療法人に認定され、公立病院に準じた公的な役割を担う病院となった。公立病院に準じた特別交付税措置制度を活用した支援を行う。□ ○災害医療対策会議を開催し、災害時の救護活動等について、平時から関係者で協議する。大規模な災害時、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルに基づき我孫子医師会を中心に実施する初動医療体制の充実・強化を図るため、医薬品等を市内8か所の救護所に配備する。病院は配備した医薬品等を日常の診療で使用し、使用後補充する形で、常に応急医療救護活動用として備蓄（循環備蓄）する。
	感染症対策	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に保健センターを開設する。	○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。□ ○令和3年に、保健センターは築38年、休日診療所も築21年を経過する。□ 今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができるとともに我孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。□ 緊急度合に応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。
				肝炎ウイルスの感染者の早期発見・重症化予防を目指すとともに、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及し、個々の健康の保持・増進を図ります。	対象：40歳以上で、肝炎ウイルス検診受診歴のない者。□ 内容・費用：問診、血液検査(個別600円、集団200円、但し5歳刻みの年齢は無料)□ ※健康増進事業に基づき、対象者のうち5歳刻みの年齢の方に無料で実施。□ 実施期間：個別検診は市内契約医療機関にて6月～1月まで実施。□ 集団検診は保健センターと市民プラザにて7月と9月・10月に実施。
				検診を通して、結核・肺がんの早期発見・早期治療を促進し、個人の健康を守るとともに結核の蔓延を予防し、公衆衛生の向上を図る。	対象：65歳以上□ 内容・費用：問診、胸部エックス線検査□ 希望者は喀痰細胞診検査を実施(1,100円)□ 実施期間：9～11月に実施。□ ※17年度から結核健診対象者が65歳以上になったため、40～64歳は肺がん検診を実施。
			感染症への罹患による重症化や死亡率が高い高齢者の健康を守るため、流行期にインフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種を受けることによって発病予防・重症化防止、及び集団感染の予防を図ることができる。	対象者：65歳以上及び60歳～64歳で厚生労働省に定める特別な疾病を有する者。□ 自己負担額：インフルエンザ予防接種1,500円、肺炎球菌予防接種2,500円。共に生活保護受給者等は無料。□ 実施方法：本事業を実施する旨の意思表示のあった市内医療機関で実施。□ なお、特別な理由がある場合は、市外の医療機関でも接種を行うことができる体制（県内乗り入れ医療機関）を整えている。□	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-3 高齢者福祉 の推進	健康でいきいきと生活で きる環境づくり (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		高齢者が介護予防の必要性を理解し、自ら介護予防に向けた取り組みが行えるよう、介護予防、認知症予防に関する知識の普及・啓発及び閉じこもり予防、生きがいづくりに関する情報提供を行う。	①介護予防が必要な高齢者を把握し、予防活動につなげていく。□ ②介護予防普及啓発事業として、出前講座による健康教育や、介護予防教室、遊具うんどう教室、介護予防の講演会等を通じて、介護予防・認知症予防に関する知識の普及啓発、閉じこもり予防、生きがいづくりにつなげていく。
				要支援・事業対象者が介護予防・生活支援サービスを利用することで、自立した生活を送るとともに重度化防止につなげていく。	要支援認定、事業対象者が生活機能の維持・改善が出来るよう、各地区の高齢者なんでも相談室が行う介護予防ケアマネジメントに沿って介護予防・生活支援サービスを提供する。□
				市内の委託設置した高齢者なんでも相談室において、要支援及び事業対象者に対し介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護状態への悪化を防止し、現状維持・改善を行う。	要支援・事業対象者に適切な介護予防ケアマネジメントを行うことで、日常生活における機能の維持・改善を図る。□ ○介護予防ケアマネジメント及び給付管理業務については、委託設置した各地区の高齢者なんでも相談室で実施する。□ ○各地区の高齢者なんでも相談室で対応困難なケースが発生した場合は、市の高齢者なんでも相談室にて対応していく。また、介護予防に関する相談業務は市の高齢者なんでも相談室で引き続き実施していく。
				地域における住民主体の活動組織の育成・支援のための事業を実施し、高齢者が身近な地域で自ら介護予防に取り組むことができるよう地域活動の促進を目指します。	①身近な地域の通いの場で、筋力アップや口腔体操等介護予防活動が行えるよう、各種市民団体のリーダーを対象に介護予防に関する研修会を開催する。市民団体のリーダーを中心に「強化型きらめきデイサービス事業」を実施する。□ ②地域リハビリテーション活動支援事業として、地域における介護予防の取組を強化するために住民主体の通いの場へリハビリテーション専門職の関与を促進する。□ ③介護保険ボランティアポイント制度を実施。市内介護施設等でのボランティア活動の実績に基づき対象者（1号被保険者で認定を受けていない高齢者）に交付金を支給し、高齢者の社会参加と介護予防に役立てていく。
				高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境を整えるとともに、フレイル状態にある高齢者については、適切な医療サービス等につなぐことで、疾病予防・重症化予防を図る。	①KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析、事業の企画・調整を行う。□ ②KDBシステムから健康状態不明者を抽出し、状態把握を行うとともに、必要に応じて保健指導、医療の受診勧奨、介護サービス等の利用につなげていく。□ ③地域の通いの場に専門職が出向き、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、健康栄養相談や健康教育を行う。
				一人暮らし高齢者等の閉じこもりを防ぎ、健康づくり、寝たきり予防、交流の促進を図り、生きがいのある自立した生活を支援する。	○公民館や近隣センター等の公共施設や地区集会所等の施設を利用し、高齢者が気軽に立ち寄り地域の仲間との交流や手芸等の趣味を楽しむことができる「きらめきデイサービス」を実施する。□ ・運営は市民団体に委託するが、地域のボランティアも運営に参画し、より充実した地域ぐるみサービスを提供する。□ ・保健師等による健康相談や健康教室等も実施する。□ ・1回の利用人数は場所によって異なり、少ないところでは概ね10人程度、多いところでは、70人程度になる。□ ・平成29年3月から健康体操を取り入れ、より健康づくりを意識した「強化型」事業への移行を進めている。
				市がシルバー人材センターへの支援を行うことで、増加する高齢者の就業機会の確保し、働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化につなげることを目的としています。	シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献している組織です。□ 補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営を支援します。
高齢者が気軽に集える場所を提供することによって、高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域での交流を促進し、健康で生きがいのある生活を支援することを目的としています。	高齢者の外出動機の高い理由である「買い物」に視点を置き、商店街の空き店舗を活用し、平成15年に湖北駅南口に「お休み処」を開設しました。地域の高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の外出を支援するお休み処、立ち寄り所的な機能を有した、高齢者が気軽に集える場所となっています。運営を社会福祉協議会に委託し、ボランティアの協力のもと、給茶や日替りのサービス等を提供したり、コミュニケーションを図ったり、講習会の開催や健康相談を行ったりするなど、高齢者の趣味・趣向をとらえた運営を行います。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-3 高齢者福祉 の推進	健康でいきいきと生活で きる環境づくり (2/2ページ)			高齢者に敬老祝金を贈り、長寿を祝福するとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的としています。	9月1日現在において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者で当該年中に88歳、100歳に達する者に祝金を贈呈します。□ 88歳に達する者1万円□ 100歳に達する者3万円
				高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を営むことができるよう高齢社会に関する情報発信及び啓発をすることを目的としています。	市民団体に業務を委託し、市民目線で高齢社会への対応を探り、講演会やシンポジウムなどを開催します。市と「高齢社会への対応を探る会」がともに高齢社会の様々な課題等を探り、高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、市内公共施設で高齢社会に関する講演会、シンポジウム、勉強会等を開催し、広く市民に情報発信していくいきます。市民（当事者）としての目線から講演テーマ等を検討することで、多くの市民に関心をもってもらい、より多くの人に高齢社会についての啓発効果を高めています。
				老人クラブ等の活動を支援するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することを目的としています。	○市は、高齢者運動会（タートルンピック）、高齢者文化祭を市内老人クラブ及び老人クラブ連合会と連携しての開催する。□ ○市内老人クラブ及び老人クラブ連合会の自主活動に対し補助金を交付する。□ ・老人クラブ連合会の行うスポーツ大会等事業、文化芸術活動支援
				地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的としています。	老人福祉法第20条の7に基づく施設です。無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与しています。その地域に住む60歳以上の人なら誰でも利用でき、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティ機関の役割も果たしています。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-3 高齢者福祉 の推進	地域包括ケアシステムの 充実 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		介護保険制度の趣旨に則り、ケアマネジャーが適切な介護サービス計画を作成し、利用者の意志を尊重した、公平、公正な見地から利用者にとって最適なサービスを利用できるよう、介護サービス計画にかかる情報の共有とケアマネジャーの資質の向上を図る。	（業務内容）□ ①ケアマネジャーへの個別相談・個別指導・活動支援を電話、来所、訪問などにより適宜行う。□ ②高齢者なんでも相談室主催のマネジメント研修会を開催する。□ ③介護支援専門員連絡協議会は会員より選出された役員を中心に研修会等を開催し、市は事務局として事業実施のための事務を行う。□ （介護支援専門員連絡協議会の事業）□ ・ケアマネジャーの資質向上に関する研修会の開催:年4回程度の研修会を開催□ ・ケアマネジャーの業務遂行に関する情報提供□ ・介護サービスに関する調査・研究、その他目的達成のため必要なこと
				高齢者やその家族の生活全般にわたる総合的な相談に応じ、介護や健康に関すること、権利擁護に関すること、虐待への早期対応等の支援を行うとともに、様々なニーズに対応する各種の健康福祉サービスが総合的に受けられるよう各種機関との連絡調整を行うことで、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。	○実施機関：我孫子市高齢者なんでも相談室（高齢者支援課内）及び「我孫子北」「我孫子南」「天王台」「湖北・湖北台」「布佐・新木」各地区高齢者なんでも相談室（地区の相談室は社会福祉法人に委託）□ ○内容：①介護予防ケアマネジメント業務（要支援者へのサービス利用支援）②総合相談支援業務③権利擁護業務（成年後見制度利用支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等）④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護支援専門員の指導、関係機関の連携支援等）⑤その他、家族介護教室の実施や市の在宅生活支援サービスの申請受付及びお元気コール事業の実施等□
				介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行うため、地域ケア会議を開催する。高齢者のニーズに対応した各種健康福祉サービスが総合的に受けられるように各種機関との連絡調整等を行う。	1.地域ケア会議の内容：①個別課題の解決（個別ケースの情報共有と支援に関すること）②地域包括支援ネットワーク構築（地域の関係機関等との連携促進に関すること）③地域課題の発見・把握④地域づくり・資源開発（地域に必要な資源の創出に関すること）⑤政策形成（地域課題の集約、必要な基盤整備等にかんすること）2.実施方法：①高齢者なんでも相談室が実施した実態把握や関係者からの依頼に基づき、支援が必要な高齢者を特定し、ケース検討やサービスの調整等行う。②介護支援専門員との連携、相談・指導を行うとともに、ケア事例検討会の開催などを通じて居宅サービス事業者のサービスの質的向上を図る。また、健康福祉サービスの調整等について必要な指導・助言を行う。③個別のケース検討等から地域課題を把握する。④軽度者の重度化防止・自立支援を図る。3.出席者：民生委員、高齢者なんでも相談室、居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉関係者、近隣住民等。
				誰もが、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域とともに作っていく地域共生社会の実現を目指す。	少子高齢化が進捗により、弱体化しつつある地縁、血縁といった機能を補完し、新たなささえあいの仕組みを、地域の特性に合わせて構築していく必要がある。相談支援の中から見えてきた支援の隙間を埋めるため、専門職だけでなく、地域住民やNPO、企業や市民活動等、地域を構成するあらゆる主体が連携し、議論する。そのための場として、市全域を対象とした第1層協議体及び中学校圏域ごとに第2層協議体を設置している。さらに、地域ニーズと社会資源のマッチングや、地域課題を解決するためのネットワーク化を図るために、生活支援コーディネーターを配置している。また地域のライフライン事業者や新聞、郵便、宅配業者等と連携した見守りネットワークの組織化を行う。生活支援体制整備事業の一環として、移動販売車について民間企業と包括連携協定を締結し、市内の商業施設が少ない地域を巡回する形で8月から実施予定。
				高齢者が住みなれた地域で安心して、自分らしく生活が送れるよう、高齢者の人権を擁護し、高齢者虐待の早期発見と予防、発生時の対応と再発予防を行う。	高齢者及び高齢者をとりまく人に対し虐待防止に関する啓発を行うとともに、早期発見のためのネットワークや相談体制を充実させ、発見時には保健・医療・福祉等の関係機関が連携して早期対応できるための体制づくりを行う。（高齢者虐待に関する専門職員の研修・高齢者虐待防止ネットワークの構築・高齢者虐待に対する相談窓口設置）□ ※根拠法令：老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待防止法
社会福祉法人介護サービス利用料減免助成を行うことで、生計が困難な低所得者が必要に応じたサービスを利用できるようにすることを目的としています。	市高齢者支援課または市内4ヶ所の高齢者なんでも相談室への申請に基づき、社会福祉法人が運営するホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス、介護老人福祉施設を利用した場合、生計が困難な低所得者に利用料の減免を行う。				
要介護等高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、家族の身体的かつ精神的負担の軽減を図る。	要介護高齢者で、認定された要介護度の基準単位内では、居宅において自立した日常生活を営むことが困難であり、利用した居宅介護サービスの費用が基準単位を超えた者で下記所得条件を満たした方を対象とする。助成単位は、基準単位を超えた30%の2分の1を限度とする。□ (1)当該高齢者の属する世帯の生計中心者の当該年度（助成の決定をする月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税若しくは均等割のみ課税であること。□ (2)合計所得金額が125万円以下であること。□ (3)預貯金の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること。また、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-3 高齢者福祉 の推進	地域包括ケアシステムの 充実 (2/3ページ)			日常生活を営む上で支障がある高齢者のために住宅の一部を改造しようとする者に対し、住宅改造に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の自立の促進と介護者の負担の軽減を図ることを目的としています。	世帯の生計中心者の市民税が非課税若しくは均等割のみ課税、または合計所得金額125万円以下の65歳以上の高齢者を対象に、居住する住宅に手摺り、段差スロープ、式台の設置に要する費用の一部を助成（助成限度2万5千円）します。ただし、介護保険制度の認定者に対しては、工事の範囲が広がり、要支援から要介護2までの認定者に対しては、助成限度額20万円、要介護3以上の認定者に対しては、助成限度額50万円を助成し、高齢者の自立の促進と介護者の負担の軽減を図ります。
				日常生活を営む上で支障のある高齢者のために、一時預かりによる寝具の乾燥消毒によって寝具の衛生管理を行うことで、自立して在宅生活を継続できるよう支援することを目的としています。	日常生活を営む上で寝具の乾燥消毒が出来ないおおむね65歳以上の方を対象に、寝具等を一時預かり、乾燥消毒支援を行うサービスです。□ ○利用料200円/1回□ ※世帯の生計中心者の市民税が非課税または均等割りのみの課税若しくは合計所得金額125万円以下のときは、無料。□ ○利用回数月2回まで
				心疾患等容体が急変する恐れがあるひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方などを対象に、緊急通報装置を貸与することで、自立して在宅生活を継続できるよう支援するとともに、これら家族の身体的かつ精神的負担の軽減を図る。	市高齢者支援課、高齢者なんでも相談室への申請に基づき、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯や介護者が就労等で12時間以上不在となる方の世帯を対象に1月500円の利用料（ただし世帯の生計中心者の市民税が非課税または均等割りのみ課税若しくは合計所得金額125万円以下の時は無料）で緊急による救助活動を行うためにボタンひとつで消防署に繋がる緊急通報システム機器を貸与、設置する。平成32年度（令和3年1月予定）から消防指令業務指令室が10市で共同運用され、現在、西消防署に設置する緊急通報システムの運用が困難となることから、平成32年度以降は、警備会社への民間委託を行う。
				一般の交通機関を利用することが困難な要介護高齢者に対し、移送用車両により、福祉サービス提供機関や医療機関との間を送迎する移送手段を確保し、利用者支援する。	市高齢者支援課または高齢者なんでも相談室への申請に基づき、65歳以上の移送サービスを必要とする介護保険における要介護度3以上の高齢者に対して、高齢者福祉タクシー券の交付やリフト付送迎車両等による移送サービスを提供する。
				賃貸住宅の2階以上に居住している高齢者が、日常生活を容易にするために、高齢者対応住宅や1階に住み替える場合に要する費用の一部を助成することにより、自立した在宅生活を営むことができる環境を整備することを目的としています。	市高齢者支援課または高齢者なんでも相談室への申請に基づき、65歳以上の高齢者で本人若しくは生計中心者の市民税が非課税である者に対し、日常生活を容易にするため高齢者対応住宅や1階に住み替える場合に要する費用を助成する。ただし、助成限度額を10万円とする。
				在宅医療と介護サービスを受けながら、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な連携体制を構築する。	①地域の医療・介護関係者等で協議会を開催し、課題の抽出とその対応策等の検討を行う。□ ②利用者の在宅療養を支えるために、情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。□ ③地域の医療と介護の連携を支援する相談窓口を設置し、医療・介護関係者等から在宅医療・介護に関する相談への対応、連携調整等の支援を行う。□ ④多職種連携を促進するためグループワーク等の研修を行う。□ ⑤地域住民の在宅医療・介護について理解を促進するため、パンフレットやチラシの作成を行う。
				日常生活を営む上で支障のある一定条件の高齢者に、栄養のバランスのとれた食事の提供及び安否確認を行うことで、自立して在宅生活を継続できるよう支援する。	市高齢者支援課、高齢者なんでも相談室への申請に基づき、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯や介護者が就労等で12時間以上不在となり、夕食の提供に支障をきたす世帯の方に対して、住みなれた地域での生活を維持できるよう夕食を提供し、低栄養予防の食生活改善、健康維持・増進や良質な食の確保と安否確認を行う。□ ○利用者の自己負担額：1食につき400円。
				ひとり暮らし高齢者等に対し、老人福祉電話を貸与し、日常生活における相談・助言等を行い、在宅生活の継続を支援する。	・市高齢者支援課、高齢者なんでも相談室への申請に基づき、おおむね65歳以上で現に電話がなく、市民税所得割が非課税であるひとり暮らし高齢者を主な対象に電話機を貸与する。□ ・費用負担は、電話機の設置、移転及び撤去に要する費用は市の負担とする。基本料金及び通話料金の一部（月額700円を限度）は、市の負担とし、通話料のうち月額700円を超える通話料については、利用者が負担する。
認知症高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、行方不明時の発見・保護体制を確立する。	(1) 所在不明となった認知症高齢者に対し、捜索依頼に基づき警察や社会福祉協議会、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の協力機関、市が連携しFAXを利用し認知症高齢者を早期に発見し保護する。□ (2) SOSネットワーク連絡協議会の開催（隔年）□ (3) 所在不明となった高齢者の家族からの要請により、防災行政無線緊急放送を行い、早期発見・保護につなげる。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-3 高齢者福祉 の推進	地域包括ケアシステムの 充実 (3/3ページ)			徘徊探知システム専用端末機を貸与することにより、認知症による一人歩きにより行方が分からなくなった者（以下「利用者」という。）を探し出し、早期に保護ができるようにすることで、介護する家族の負担を軽減するとともに、対象者の安全を確保することを目的としています。	認知症の症状のある高齢者または若年性認知症の症状ある方の介護者に対して、小型徘徊探知システム専用端末機（縦5cm×横3cm×厚1cm）を貸与します。利用者が小型徘徊探知システム専用端末機を常備することで、徘徊時に、介護者がGPSの位置情報を照会することができるようになり、早期保護につながります。□ ○利用料500円/1カ月□ ※世帯の生計中心者の市民税が非課税または均等割りのみの課税、若しくは合計所得金額125万円以下のときは無料
				在宅生活が困難な認知症のある高齢者で、経済的な理由から認知症高齢者グループホームへの入居ができないもしくは入所継続が困難となった低所得の高齢者に入居に要する費用の一部を助成します。	市高齢者支援課、高齢者なんでも相談室への申請に基づき、当該年度の市民税非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯に属する在宅生活が困難な認知症のある高齢者が、認知症高齢者グループホームに入居する場合に要する費用、もしくはすでに入居しているが、入所継続が困難となった高齢者に入居費用の一部を助成する。
				地域支援事業における認知症施策推進事業に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の早期発見、早期支援を行う仕組みづくりに取り組みます。	①認知症の早期発見・早期支援のため、認知症に関する相談に応じる。□ ②認知症が疑われる人やその家族への初期の支援を包括的、集中的に行う。□
				認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の正しい理解や認知症の人とその家族への支援などを地域で推進できる見守り支援体制づくりを行う。	①地域で認知症の人とその家族を支え、だれでも暮らしやすい地域を実現できるよう、多くの認知症サポーターを養成する。□ ②認知症に関する相談の充実や地域の認知症支援ネットワークの構築のため、認知症に関するコーディネーターを担う人材を配置する。□ ③認知症の人を介護している家族の孤立防止や精神的負担を軽減するため、介護する家族の集いにより情報交換や交流を図る。□ ④認知症の人とその家族、地域住民が気軽に集える「認知症カフェ」の設置を推進する。□ ⑤認知症の人を介護している家族の精神的負担を軽減するため、徘徊行動のある認知症高齢者等の通信サービスを実施する。
				介護保険制度における市民ニーズに応えるため介護サービスの供給体制を整備する。（地域密着型サービス基盤を整備・指定介護老人福祉施設を整備・特定施設入居者生活介護・社会福祉法人への償還利子一部補助）	介護保険制度の市民ニーズに対応するために必要な次の施設等を整備するとともに、整備に伴う社会福祉法人への利子補給金交付を行う。□ ・地域の要介護高齢者などに対して、認知症高齢者グループホームなどの「居住」機能を持った地域密着型のサービス拠点の施設整備を行う。□ ・居宅での介護が困難な要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理等支援する特別養護老人ホームを整備する。□ ・住み慣れた自宅で介護サービスを受けたいとするニーズに対応するため、医療から自宅で生活できる状態に回復することを目的に、心身の機能回復訓練や必要な医療、日常生活上の介護を提供する介護老人保健施設を整備する。□
高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ高齢者の福祉を図る。	老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号に定めるところにより、高齢者を速やかに養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに措置を行う。措置の必要な者に対し、随時、老人ホーム入所判定委員会を開催し措置の開始、変更または廃止についての要否判定を行う。また、「やむを得ない措置」対象者に対して老人福祉法第10条の4の規定において適切に対応する。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害福祉サービスに関する相談・支援の実施 (1/4ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		障害を持つ方が社会生活を営む上で不可欠なコミュニケーション確保のため、障害のコミュニケーション支援員の養成及び派遣を行い、必要な情報等を得ることができる体制を整備します。	<p>随時、障害者の情報保障をする。□</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手話通訳者養成講座の開催□ ■手話通訳者派遣事業□ ■手話通訳者設置事業□ ■要約筆記者派遣事業□ ■行政行事等への通訳者派遣事業
				事業者の適切な指定と、指定事業の実施について指導及び命令を行います。	我孫子市に事業所を置く、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護・短期入所・共同生活援助・相談支援事業）の監査及び指定に関する権限を平成19年4月から、千葉県から移譲を受けたことにより、所定の事務を行います。□ 障害者総合支援法に規定されている事務事業のうち千葉県より権限移譲されている対象事業に対してL G W A N - A S Pサービスを利用した指定事業所管理システムを使用し、指定情報を管理します。
				外出が困難な障害者に対して、施設等で作った弁当を定期的に届けることで、安否確認及び栄養バランスの良い食事を提供する。また、理容業者を派遣し、障害者宅で理髪を行うことで、本人及び介護者の外出介護の軽減を図ることを目的とする。	<p>【理髪サービス】□</p> <p>外出が困難で、家族等の介護だけでは理髪を行なうことが困難な身体障害者に対して理髪サービスを提供する。利用回数は年間4回（1年度で4枚理容料助成券を発行）□</p> <p>【配食サービス】□</p> <p>障害者のみの世帯又は日中長時間独居で生活する障害者で、安否の確認が必要な者に対して、栄養のバランスのとれた弁当を提供する。配食回数については本人の身体定状況により、決定する。□</p> <p>【訪問入浴サービス】□</p> <p>重度の身体障害者等のうち、1人もしくは家族等の介助だけでは自宅での入浴が困難な者に対し、移動入浴車で自宅まで搬入し介護士とヘルパーの介助により寝たままの状態での入浴を行う。</p>
				視覚障害者の働く場として、我孫子市老人福祉センターつつじ荘及び我孫子市西部福祉センターでのマッサージ業を提供することにより、視覚障害者の自立の促進や福祉の増進を図ることができます。	<p>対象：市内に住所を有する視覚障害者で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第3条の3第2項に規定するあん摩マッサージ指圧師の免許証を有する者のうち、我孫子市老人福祉センターつつじ荘及び我孫子市西部福祉センターにて福祉センターの利用者にマッサージを行うことを希望する者で、登録を申請し、登録決定された者□</p> <p>内容：登録された視覚障害者マッサージ師が、我孫子市老人福祉センターマッサージ師派遣の会の調整のもと、我孫子市老人福祉センターつつじ荘及び我孫子市西部福祉センターにて福祉センターの利用者にマッサージを実施します。□</p> <p>事業費の支払：マッサージ師1人につき1日2,850円を我孫子市視覚障害者マッサージ師派遣事業費として支払います。</p>
				屋外での移動に困難がある障害児・者（未就学を除く）について、地域での自立生活及び社会参加を促すために、市から委託した事業所において、外出を支援する事業を行います。	ひとりでの外出をすることが困難な障害者の移動を支援をするガイドヘルパー派遣を委託して事業を行います。□
				障害者等の地域社会における自立生活の場としての役割を果たしている障害者支援施設等の円滑な運営及び施設整備に関する支援をし、障害者の社会参加の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等の運営及び施設整備に補助金を交付することで、障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援する。□ ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市内で障害福祉サービスを継続する事業所等を支援する。□ ・施設の人員や設備の環境を整備し、運営を安定させる目的で法定施設に移行するための支援を行う。
				障害者手帳は、一定の障害の状態にあることを証する手段であり、手帳交付者が各種サービスを利用することによって、社会参加や自立を促進することを目的としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（身体・知的・精神）手帳申請書及び添付書類の内容を確認□ ・千葉県への進達□ ・手帳交付事務、台帳管理□ ・自立支援医療（精神通院）の申請書類の確認及び千葉県への進達業務□ ・自立支援医療受給者証交付
				「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図る。	国、県の障害者優先調達推進法の方針や施策に基づき、本市の方針を策定します。また、年度ごとに市内の実績を取りまとめ、調達実績を作成します。方針と実績についてはホームページに公表する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害福祉サービスに関する 相談・支援の実施 (2/4ページ)			障害を持つ方の自分らしい生活を支え、障害を持つ方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かに支援を行うため、相談支援体制の強化を行う。	令和3年1月末現在で、身体障害者3,561名、知的障害者1,018名、精神障害者1,162名の方が障害者手帳を所持しており、また自立支援医療（精神通院）制度を利用されている方が2,581名と、合計8,322名に対する各種支援を実施している。障害者への支援を迅速にかつ適切に実施するため、今後も継続して総合相談システムを活用していく。□ また、法の改正により全ての障害福祉サービス利用者へサービス等利用計画を作成するため、平成24年度に市直営の計画相談支援事業所を立ち上げ、平成25年度に民間相談支援事業所5箇所の設立を支援している。今後も、民間相談支援事業所との連携により利用計画に基づいた相談支援事業を実施すると同時に、増加する障害者に対する相談支援体制を強化していく。□ 成年後見制度の活用の促進のため、制度の支援や報酬扶助等を実施する。□ 困難事例の現状及び課題に関する情報の共有や障害者等の支援に関して協議会を持つ。
				障害者等の自立した生活、社会参加の促進や家族の負担の軽減を図るために各種福祉サービスについての相談や情報提供を行い、障害者とその家族に適切な支援を行います。	〈令和3年1月末現在の障害者手帳所持者数〉□ 障害福祉支援課では、身体障害者が3,561名、知的障害者が1,018名、精神障害者が1,162名、また自立支援医療（精神通院）制度を利用している方が2,581名と、合計8,322名に対する以下の各種支援を実施しています。□ ・電話・来所・訪問による相談□ ・障害福祉サービスの情報提供及び各種申請受付、審査、支給決定事務□ ・障害者福祉団体等との連携と育成支援□ ・障害者（精神）に関する啓発及び相談事業（心の健康クラブ等）の運営□ また、平成25年度から民間の相談支援事業所へ相談業務の一部を委託し、連携しながら相談事業を実施しています。
				障害のある人が、自己決定に基づいた福祉サービスを利用できるようにすることで、障害のある人の自立を支え、地域で安心して暮らしていくことができるようにする。	障害者がヘルパー等介護給付を受ける為に、障害支援区分及び支給要否決定に関して、医師や福祉施設職員等で構成された審査会を開催し意見を聞くことが法令で定められているため、審査会を設置しその運営を行います。□ ◆審査会の頻度月1回程度（年12回）□ ◆委員構成医師・施設職員・学識経験者・当事者団体・その他（5名）□ ◆合議体数3合議体□ ◆1回の審査件数約25件
				独立した生活を求めている障害者、あるいは家庭における介護が困難な障害者に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	自立した生活を求めている障害者、あるいは家庭における介護が困難な障害者がグループホーム・生活ホーム等を利用した場合に、負担した家賃の一部を月額25,000円を限度として助成します。□
				①重度身体障害者が、自ら所有し運転する自動車を改造又は購入する場合に、それに要する経費の一部を助成することにより、重度身体障害者の社会参加の促進を図ります。 ②障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とします。	①重度障害者が、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の改造に要する経費を1人あたり10万円を限度に助成します。□ ②障害者が運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内とし、1人あたり10万円を限度に助成します。
				医療的支援が必要な重度の障害者（児）の医療機関への受診の機会を確保し、健康保持を増進します。また、電算処理システムを活用することで、助成対象者の資格審査事務の適正化、助成額計算処理の簡素化及び県補助申請等事務の効率化を図ります。	疾病又は負傷について保険医療を受けた重度の障害者（児）が医療機関で診療を受けた場合、保険診療による自己負担額を助成します。重度障害者医療費助成システムを活用し、重度障害者医療費助成対象者の資格認定を適正に行うとともに事務処理の効率化を図ります。□
				障害を持つ方の一時支援の場を提供し、家族や介護者の一時的な休息を可能にすることや、事情により介護や見守り等ができないとき、一時的に過ごすことのできる場所やサービスを地域で保障することで、保護者やその家族がともに安心して暮らしていけるようにします。	障害を持つ方の日中の一時支援の場を提供し、家族や介護者の一時的な休息を可能にすることや、事情により介護見守り等ができないとき、一時的に過ごすことのできる場所やサービスを地域で保障することで、保護者やその家族がともに安心して暮らしていけるようにします。日中（午前7時～午後7時）の一時支援は、市と委託契約した事業所において実施しています。□

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害福祉サービスに関する 相談・支援の実施 （3/4ページ）			障害児・者が、自己決定に基づいて必要な福祉サービスを利用できるようにすることで、障害児・者の自立を支え、地域で安心して暮らしていくことができるようにします。	障害のある人からの福祉サービス利用相談・申請を受け、次の手順で必要性を総合的に判定し、サービスの支給決定を行います。支給決定されたサービスの利用に基づき、国保連合会を通じて各事業所へ毎月障害介護給付費等の支払を行うと共に、事業所への情報提供や指導、支援を随時行います。自立支援医療（更生医療・育成医療）については、身体障害者が障害の軽減及び除去する医療費を給付します。□ 【障害者福祉システム貸借】□ 債務負担行為限度額：39,441千円設定年度：平成30年度支払年度：平成31年度から平成36年度まで□ 【ICTインフラ及び基幹システム変更】□ ICTインフラ及び基幹システム変更に伴う障害者福祉システムの設定変更を行う。
				障害者（児）が日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある場合、当該障害者（児）又は同居する者に対して、改造費の一部を助成します。	我孫子市障害者等住宅改造費助成規則に基づき、助成を行うことにより障害者世帯の経済的負担を軽減します。□ □ 申請受付をし、審査、決定後、住宅の改造が行われ、適正に改造が行われたか現場での確認をした上で完了届をもらいます。□ □ 完了届を基に助成金を交付します。
				在宅で障害児・者を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、障害児・者を一時的に有料で介護人に委託した場合に、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成することで、障害児・者及び保護者の福祉の向上を図ります。	助成対象となる保護者：本市に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児（者）を家庭内において介護している者。□ 助成の対象となる介護人：福祉に理解と熱意を有するもの。（ただし、障害者（児）と同一の住居に居住し、かつ、生計を一にしている者及び二親等内の直系血族及び直系姻族並びに配偶者は、除く）□ （地域生活支援事業で提供される「日中一時支援事業」は所得等に応じた利用者負担額を設定したため、本助成の対象外）助成金額：4時間未満の委託⇒日額2,500円以内4時間以上の委託⇒日額5,000円以内□ 年間50,000円を限度に助成助成方法：保護者が介護委託をした場合、介護委託時間及び介護委託料を介護人に証明してもらった助成申請書を提出し、4か月分をまとめて、銀行振込
				障害者支援施設に通所している者又は通所者の扶養義務者に対し、通所に要する費用を助成することにより、通所者の属する家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることができます。	【対象】生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、福祉作業所等への通所者で、通所のために鉄道、路線バス、自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を利用する者またはその扶養義務者□ 【内容】鉄道、路線バス利用者：交通機関の月額定期代を22で除して得た額又は往復運賃のいずれか少ない額。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法により算定するものとし、障害者割引が適用される場合は、当該適用後の額により算定する。□ 自動車、自動二輪及び原動機付自転車利用者：片道2kmごとに日額50円（自動二輪及び原動機付自転車は2km以上の場合4分の1の額）を助成する。
				障害児・者の保護者が生存中一定額の掛金を納付し、保護者が重度障害や死亡した場合に残された障害児・者に終身一定額の年金を支給することにより、障害児・者の将来に対し保護者が抱く不安の軽減や障害児・者の生活の安定を図ります。	扶養年金加入の承認（不承認）等の事務を行い、加入者からの掛金を徴収し千葉県に送金、千葉県から送金された年金を年金受給者に対し支払います。
				身体・知的または精神に中～重度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父または母、若しくは父母にかわって児童を養育している者へ手当を支給することにより、障害児の生活の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。	①手当の認定や手当額の改定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務□ ②届出事項の変更や所得状況、障害状態の届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務□ ③手当に関する通知書や証書の送付に関する事務□ ④手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務
				重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある最重度の障害児・者に対して手当を支給することにより、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を図ります。	対象者□ ①基準に該当する最重度の障害を持つ20歳未満の者□ ②基準に該当する最重度の障害を持つ20歳以上の者□ ※①②とも所得が一定以内であること、施設入所していないこと□ ※②は3ヶ月を超えて入院していないこと□ 支給金額：①障害児福祉手当月額14,880円②特別障害者手当月額27,350円（経過的福祉手当月額14,880円）支給方法：3か月分をまとめて、銀行振込

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害福祉サービスに関する相談・支援の実施 （4/4ページ）			心身障害児、心身障害者、知的障害者、ねたきり身体障害者及び寝たきり高齢者等に対して福祉手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ります。	【対象者】重度の障害を持つ心身障害児・心身障害者・知的障害者・ねたきり身体障害者・精神障害者・ねたきり高齢者等（各種制限有） <input type="checkbox"/> 【支給金額】心身障害児・知的障害者・ねたきり身体障害者月額8,650円心身障害者・ねたきり高齢者等・精神障害者月額6,500円（所得制限あり一部該当者は半額支給） <input type="checkbox"/> 【支給方法】6か月分をまとめて、銀行振込 <input type="checkbox"/>
				車いす、装具、補聴器などの補装具費の支給、または紙おむつ、ストーマ装具等、障害のある方及び小児慢性特定疾患児の方に対する日常生活用具の給付にかかる手続きと利用を勧め、障害のある方が自立した生活ができるようにします。	障害者総合支援法に基づき障害のある方が住みなれた地域で自立した生活を営むため、身体の一部を補完する補装具と、日常生活上の便宜を図る日常生活用具を給付する。
				タクシー利用時に乗車料金の一部を助成し、重度障害者の外出や社会参加を支援します。	重度の心身障害者に対し福祉タクシー券を交付し、外出時に市と契約したタクシー事業者を利用したときに、乗務員に券を渡すことによって、市の助成額を差し引いて支払うことができる制度です。又、我孫子市では、契約外の事業者（主に市外事業者）を利用したときに、領収書と券を対にして市に申請することで、償還払いも受けることができます。 <input type="checkbox"/> ■対象者重度身体障害者重度知的障害者重度精神障害者 <input type="checkbox"/> ■交付枚数年間48枚（透析者は年間96枚） <input type="checkbox"/> ■助成額タクシー券1枚につき初乗り料金分
	障害者の社会参加・自立支援 （1/3ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市の生活介護事業所として、利用者が地域において安定した生活を営むため、施設・設備の保守及び維持管理をする。	効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるよう、施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 <input type="checkbox"/> あらかき園本館及び食堂棟は、令和2年度から令和5年度にかけてあらかき園長寿命化計画（個別施設計画）に位置付けた大規模修繕を計画的に実施する。 <input type="checkbox"/> 令和3年度：本館屋根及び外壁等改修工事、食堂棟空調設備更新工事に伴う設計 <input type="checkbox"/> 令和4年度：食堂空調設備等更新工事、食堂棟屋根及び外壁等改修工事に伴う設計、本館空調設備等更新工事に伴う設計、本館及び食堂棟老朽化設備等更新工事に伴う設計（給排水、防災、電気、ガス）、本館トイレ等改修工事に伴う設計 <input type="checkbox"/> 令和5年度：食堂棟屋根及び外壁等改修工事、本館空調設備等更新工事、本館及び食堂棟老朽化設備等更新工事（給排水、防災、電気、ガス）、本館トイレ等改修工事 <input type="checkbox"/>
			充実した日常生活、社会生活を営むことができるよう、常時介護が必要な利用者に対し、排せつ及び食事等の介護、創作的活動の機会の提供、その他の支援を適切かつ効果的に行う。	利用者が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者のニーズに合った日課や活動内容により適切なサービスを提供する。 <input type="checkbox"/> 社会参加に必要な支援、日常生活に必要な基本的習慣を身につけることを目的とした支援、利用者本人が自ら行える活動の維持・向上を目的とした支援、身体機能、体力、健康の維持・向上を目的とした支援、コミュニケーション能力の向上を目的とした支援を行う。 <input type="checkbox"/> 個別支援計画を作成し、利用者の特性に応じた適切な支援を提供する。 <input type="checkbox"/> 適切な支援提供のために、園の運営状況、利用者の状況を把握し、随時会議等において活動体制や支援方法を確認、共有していく。 <input type="checkbox"/>	
			行事を通して、多様化してきているニーズにあった施設支援及び地域との交流を視野に入れた日中活動の充実を目指す。	園外活動 <input type="checkbox"/> 施設交流会 <input type="checkbox"/> 我孫子市絵画展 <input type="checkbox"/> ウルトラ運動会 <input type="checkbox"/> 年忘れ会 <input type="checkbox"/> 成人式	
			施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。 <input type="checkbox"/>	・リスク予防対策として「支援共有シート」報告の実施 <input type="checkbox"/> ・リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成 <input type="checkbox"/> ・災害時における対応マニュアルの作成及び周知 <input type="checkbox"/> ・防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> ・防災用消耗品の購入及び管理 <input type="checkbox"/> ・消防設備の維持管理 <input type="checkbox"/> ・苦情解決制度の実施 <input type="checkbox"/> ・施設損害賠償責任保険に加入	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害者の社会参加・自立 支援 (2/3ページ)			利用者の特性に応じた安全かつおいしい食事を継続的に提供することにより、利用者の生活の質（QOL）の向上を図る。	<input type="checkbox"/> あらき園利用者に対し、年度を通して継続的に給食を提供する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 利用者の年齢、性別、生活活動強度に配慮して、栄養給与目標量を定める。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 障害の状況により他職種の職員と連携し、ペースト食等の食形態の異なる食事を提供する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 必要に応じて代替食を提供する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 利用者からのリクエストをメニューに取り入れる機会を設ける。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 食事のメニューが選択できる機会を設ける。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 食形態の改善に向けて取り組む（ムース食導入）。
				我孫子市の重度障害者のセーフティーネットとしての役割を担い、スーパーバイザーによる助言・指導をあらき園で活用すると共に、市内の障害者施設全体に支援技術を積極的に提供することにより、市内障害者施設全体の支援技術の向上を図り、重度障害者のサービス利用の選択肢を増やすことを目的とする。	地域生活支援拠点事業の整備を目的とし、公民問わず市内障害者施設全体で、重度障害者への対応について専門的な支援ができる人材養成機能を担う。 <input type="checkbox"/> 摂食嚥下リハビリテーション事業の一部は社会福祉事業基金を活用する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 摂食嚥下リハビリテーション <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日本大学松戸歯学部と我孫子市歯科医師会の三者協定 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 応用行動分析学 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 外部研修 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 福祉施設連絡会等の参加
				福祉に関わる人材を養成することを目的として、大学及び専門学校の実習受け入れを行う。 <input type="checkbox"/> 多くの人が障害者の理解を深められるよう地域に働きかけ、ボランティアの受け入れを行う。	<input type="checkbox"/> 大学及び専門学校を通して相談援助実習、教員介護等体験実習の依頼があった学生に対し実習の受け入れを行う。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中学校の職場体験、高等学校、大学等のインターンシップの受け入れを行う。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 園行事（あらき園祭、その他園外での行事、余暇活動など）においてボランティアの受け入れを行う。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ボランティア便りを発行し、情報の伝達を行う。（年4回） <input type="checkbox"/>
				あらき園が積極的に地域との交流を行うことで障害者に対する理解を促進していく。	<input type="checkbox"/> あらき園祭（模擬店、外部団体の催し物、園内企画などの実施）の開催 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> バザー（作業製作物等の販売、展示、地域行事）への参加 <input type="checkbox"/>
				利用者が心身ともに健康な状態で福祉サービスの提供を受けられることができるように、家族と協力して健康増進を支援する。	疾病の予防及び前兆の早期発見が出来るよう、日々の健康観察、定期健康診査（嘱託医健診、尿検査）の実施、住民健診の受診機会を充実し、利用者個々の健康管理を実施していく。 <input type="checkbox"/> また、利用時間内に医療的ケアを必要とされる利用者に対して、医療的ケアを実施していく。 <input type="checkbox"/> あわせて、今後、医療的ケアを必要とする利用者の増加に対応できるよう、支援職員が研修を受講し特定行為業務従事者の認定を受けて、あらき園は特定行為事業者の登録を行っていく。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 根拠法令：平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
				送迎サービスの実施を促進し、利用者があらき園を利用しやすくするとともに、利用者・保護者の送迎への負担の軽減を図る。	<input type="checkbox"/> 常にアンケート調査等を通じて、利用者・保護者のニーズを把握し、バスステーション、時刻表、送迎ルート、送迎方法をより利用者個々のニーズに即した見直しを行い、施設利用の利便性の向上を図る。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 送迎車両5台を効率的に運行・車両管理を行うため、送迎バス運行管理委託で実施する。 <input type="checkbox"/>
				日常生活能力の向上に必要な訓練を実施し、社会参加を促進するための支援を行います。	障害のある人の日常生活や社会参加の促進するため、障害のある人が地域生活を営むことができよう、生活能力の向上を目標とした訓練を一定期間実施します。
				障害のある方や高齢の方等の外出を支援するため、市民と協働で市内のバリアフリー状況調査を行い、その結果をホームページのバリアフリーおでかけマップにまとめ、バリアフリーの情報提供を行います。また、バリアフリーおでかけマップに啓発記事を載せ、障害のある方等への理解の促進を図ります。	<input type="checkbox"/> 市民協働による市内のバリアフリー状況調査 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ホームページ「バリアフリーおでかけマップ」による市内のバリアフリー状況の情報提供 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 障害者等への理解の促進 <input type="checkbox"/>
障害者に対し理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の資格を有する職員が自立訓練や指導を行い、身体機能の維持・向上および社会参加の拡大を目指す。また、専門職員を有している公的施設として、市内の障害者施設に技術的支援を行います。	①専門職員派遣：市内の障害者施設の職員に対して、技術的支援を行います。 <input type="checkbox"/> ②通所外訓練：障害者施設に通う重複障害者に対して、訓練を実施します。 <input type="checkbox"/> ③訪問指導：市内の障害者に対して、訪問による指導を行います。 <input type="checkbox"/> ④外出訓練：市内の障害者に対して、公共交通機関等の利用に関する訓練を実施します。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-4 障害者福祉 の推進	障害者の社会参加・自立 支援 (3/3ページ)			日常会話が困難な失語のある人に対し失語のある人向け意思疎通支援者を派遣し、失語のある人の日常会話と社会参加を支援します。	(1) 失語のある人に対し、失語のある人向け意思疎通支援者を個別に派遣します。□ (2) 失語のある人向け意思疎通支援者の会話技術の向上を図るために、スキルアップ講座を開催します。□ (3) 失語のある人向け意思疎通支援奉仕員養成講座を開催します。
				失語のある人の家族に対し、失語の知識と会話方法を指導し、家庭でのコミュニケーションの負担の軽減を図ります。	失語のある人のご家族を対象に、障害者福祉センターで失語症家族教室を開催し、失語に関する悩みごと相談、家族間の交流や情報交換、失語の知識や会話技術の講習と実習を行います。
				中途失聴者・難聴者の方のコミュニケーションの問題を軽減するため、手話や読話によるコミュニケーションの獲得や仲間づくりを支援します。	中途失聴者・難聴者の方やご家族を対象に、障害者福祉センターで手話講習会と読話講習会を隔年にて、それぞれ10回ずつ開催します。□ また、中途失聴・難聴に関する啓発活動として、聴覚障害のある方との接し方をテーマにした研修会を実施します。
				障害者の自立を促進するために、障害者団体の運営を支援するとともに、ボランティア団体に活動場所の提供とその他必要な支援を行います。	・障害のある人をサポートするボランティア団体に対して、活動場所を提供します。□ ・障害のある人に自主訓練の場所を提供します。□ ・障害の理解や支援方法を啓発するための講演会を実施します。
				障害者の方が障害にあわせた運動ができるよう、県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	千葉県障害者スポーツ大会の参加申込みの取りまとめを行います。水泳競技については、マイクロバスを運行し、参加者の送迎を行います。
				市内の障害者の訓練施設として、効率的に訓練できるように、施設の維持管理を行います。□	効率的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行います。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈・樹木管理業務委託等を行います。
				在宅の身体・知的・精神障害者、難病の方に対し、障害者福祉センター通所・訪問指導・生活相談等を通して、自立と社会参加を支援します。	・障害者福祉センター利用者に対する生活相談等□ ・障害者福祉センター利用希望者に対するアセスメント・契約および他機関との連絡調整□ ・在宅の身体・知的・精神障害者、難病の方からの訪問指導依頼に対する訪問および実施の為の調整□ ・補装具の相談に対する訪問及び実施の為の調整
				障害者の社会参加を促進する為、障害者福祉センターで行う地域活動支援センター事業に不便なく通所できるよう利用者送迎支援サービスを行っています。	公共交通機関の利用が困難な障害のある方を対象に障害者福祉センターへ通所するためのマイクロバスとリフト付きワゴン車を運行します。
障害がある方の自立と社会参加を促進するため、訓練や創作的活動等の必要な支援を行います。	機能訓練、社会適応訓練、創作的活動、給食サービスを提供します。□ ○機能訓練：身体機能や生活能力の向上のために必要な個別訓練やグループ訓練を一定期間行います。□ ○社会適応訓練：社会参加の促進に向けた外出訓練やパソコン講習の実施、また、自立した日常生活を送れるように家事動作訓練等を行います。□ ○創作的活動：趣味活動や交流の拡大のため、創作的活動やスポーツレクリエーション等の講座を行います。□ ○給食サービス：1日通所される利用者の方に給食を提供します。□				